

令和 6 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 道路整備事業に係る費用便益分析業務

令和 6 年 7 月 単価適用

建設局土木部道路課計画一係

位置図

1/25,000

① 屯田・茨戸通（花川通～創成川通）



屯田・茨戸通

創成川通

花川通

北区

0 1km



位置図 (1/10000)



新琴似6番通

新琴似5番通

②新琴似第1横通

西5丁目・樽川通

琴似・栄町通

地下鉄
麻生駅

10

600m

位置図

1/25,000

屯田・茨戸通

創成川

百合が原駅

百合が原公園

太平駅

③列々布幹線

区

東





位置図 (S=1 : 5000)

石山通

西7丁目通

①3・3・31 南1条通

分析箇所：中央区南1条西7丁目～南1条西10丁目

位置图 1/10000



位置図

1/25,000



モエレ沼公園

豊平川

⑥ 豊畑通

札幌東豊
高校



位置図

1/25,000

白石区

⑧仮称新展示場道路

⑦東月寒92号線ほか1線

仮称
新展示場

稲佐駅

札幌
ドーム

豊平区



()	業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務
-----	-----	-------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

- ・将来交通量配分 一式
- ・費用便益分析 一式
- ・拡張便益算出 一式
- ・感度分析 一式
- ・交差点検討 一式

2. 場所 札幌市北区屯田町858地先ほか

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 7年 3月 4日までとする。

4. 図面 別添のとおり

5. 仕様書

- ・札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・費用便益分析マニュアル（令和5年12月国土交通省道路局都市局）
- ・札幌市電子納品運用ガイドライン（案）〔土木業務編〕 その他関連仕様書及び要領、指針による

6. 特記仕様書 別添のとおり。

特記仕様書

【道路整備事業に係る費用便益分析業務】

1. 業務対象路線（位置は別図に示すとおり）及び業務目的

- ① 屯田・茨戸通（花川通～創成川通）
- ② 新琴似第1横通ほか2線（西5丁目・樽川通～新琴似6番通）
- ③ 列々布幹線（真駒内篠路線～百合が原区画整理9号線）
- ④ 南1条通（西7丁目通～石山通）
- ⑤ 米里・行啓通（西7丁目通～石山通）
- ⑥ 豊畑通（苗穂三角街道線～東雁来第2区画整理34号線）
- ⑦ 東月寒92号線ほか1線（北野通～国道36号）
- ⑧ 仮称新展示場道路（白石・藻岩通～北野通）

①は平成27年度に事業採択された路線であり、令和7年度に事業採択から10年が経過し、事業再評価の対象となることから、費用便益分析を実施する。なお、屯田・茨戸通については、3工区に分けて事業を実施しているが、3工区全てを供用することで事業効果を発揮するものであることから、3工区を一つの事業として費用便益分析を実施する。

②は、平成13年度に採択された路線であり、令和7年度に前回再評価から5年が経過し、事業再評価の対象となることから、費用便益分析を実施する

③～⑦は、今後の整備方針について検討を行う際の資料として、費用便益分析を実施する。

③、⑧は周辺事業の発生集中を踏まえて、交差点検討を実施する。

2. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・主旨を理解した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(2) 将来交通量配分

ア 第4回道央都市圏パーソントリップ調査の実施手法を基に、以下のケースの交通量配分を実施する。

i) 対象路線整備あり

ii) 対象路線整備なし

イ ③の路線については、令和8年度に開業が予定される百合が原公園 Park-PFI 事業による発生集中を踏まえるものとする。

ウ ⑦の路線については、令和9年度に開業が予定される仮称新展示場の整備による発生集中を踏まえるものとする。

(3) 費用便益分析

上記(2)の将来交通量配分結果を用いて道路整備による3便益（走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少）を算出し、割引率を用いて現在価値に換算し費用便益分析を実施する。

なお、「費用便益分析マニュアル（令和5年12月国土交通省道路局都市局策定：以下、『マニュアル』と呼ぶ）」に基づき算出する。また、事業費（工事費・用地補償費等）は発注者より提示されたものを用いることとする。

(4) 拡張便益算出

現在、道路整備事業の効率的かつ効果的な遂行のため、事業再評価時等において、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価する費用便益分析を行っているところである。費用便益分析にあたっては、マニュアルに示されている「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の3便益を用いているが、これらの3便益以外にも歩行環境や防災などの面で多岐多様に渡る事業効果が存在する。本業務では、より道路事業・街路事業の有用性を定量的に表現する目的から、以下の便益を算出する。なお、算出した便益は割引率を用いて現在価値に換算し、3便益とは分けて報告書に整理する。

ア 歩行環境の改善に関する便益

R2年度業務に基づき、道路整備（新設・拡幅・バリアフリー等）に伴う「移

動快適性向上便益（歩道）」、電線共同溝整備に伴う「景観性向上便益」、「防災性向上便益」を算出する。なお、歩行者交通量は発注者より提示されたものを用いる。また、関係機関協議等により拡張便益算出方法の見直しの必要が生じた場合には、発注者と協議し、検討を行うこと。

イ 冬期交通に関する便益

R2 年度業務に基づき、道路整備に伴う「冬期走行性向上便益」を算出する。

ウ CO₂ 排出量削減便益

R3 年度業務に基づき、環境保全効果として、車両の走行に伴う CO₂ 排出量について、影響範囲全体で道路整備による減少分を算出し、便益分析を実施する。なお、CO₂ 排出量及び CO₂ 排出量削減便益の算出については、国等の公共機関・委員会の基準・指針等で一般的に公表されているもので、かつ客観的に妥当と判断される算出式を用いること。

エ 市街地の発展・まちづくりに関する効果

道路整備による周辺地域の諸機能・環境条件の向上に伴う土地評価（地価）の上昇分の効果を算出する。

オ その他

上記以外に見込める効果があるか検討すること。

(5) 感度分析

事業をとりまく不確実性に基づく費用便益分析への影響を把握するために感度分析を実施する。感度分析の対象とする影響要因は、交通量、事業費および事業期間とし、交通量、事業費は±10%の変動幅、事業期間のみ±20%で条件が変動した際の費用便益分析を実施する。

(6) 交差点検討

ア 百合が原公園 Park-PFI 事業開業後、③が整備されるまでの間の暫定対策を目的として別図の 1 箇所の交差点について交差点検討を行う。

i) 交差点容量・路面標示

既往の交通量調査結果並びに上記(2)の将来交通量配分結果等を用い、

適切な計画交通量（時間別・方向別）を設定し、最適現示及び飽和度を計算する。また、路面標示については変則車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡などの検討を行う。

ii) 設計図

交差点位置図、平面図、標準横断面図を作成する。

iii) 関係機関との協議資料の作成

公安委員会との協議資料・説明用資料の作成を行う。

イ ⑧及び仮称新展示場の整備後の交通状況を踏まえ、別図の3箇所の交差点について交差点検討を行う。

i) 交差点容量・路面標示

既往の予備設計成果及び交通量調査結果並びに上記(2)の将来交通量配分結果等を用い、適切な計画交通量（時間別・方向別）を設定し、最適現示及び飽和度を計算する。また、路面標示については変則車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡などの検討を行う。

ii) 設計図

交差点位置図、平面図、標準横断面図を作成する。

iii) 関係機関との協議資料の作成

公安委員会との協議資料・説明用資料の作成を行う。

(7) 報告書の作成

以上の作業の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。

(8) 打合せ

打合せは5回を想定している（業務着手時、中間3回、成果品納入時）。

3 成果品

(1) 報告書（A4版）2部及び電子データ（CD-R）1部を納品すること。

(2) 書式、電子データの形式等については、事前に業務主任と協議すること。

- (3) 電子データの提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4 貸与予定資料

本業務にあたり、下記のデータを貸与する予定である。

- ・令和2年度 道路整備事業に係る費用便益検討業務
- ・令和3年度 都市計画道路事業に係る費用便益分析業務
- ・令和4年度 道路整備事業に係る費用便益検討業務
- ・令和4年度 仮称新展示場道路予備設計
- ・令和5年度 烈々布幹線（真駒内篠路線～百合が原区画整理9号線間）道路予備設計
- ・令和5年度 豊畑通線（苗穂三角街道線～東雁来第2区画整理34号線間）道路予備設計
- ・（仮称）新展示場PFIアドバイザリー業務
- ・その他、担当職員が業務履行上必要と認める資料

5 その他

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約(再委託)先の名称

(2) 下請契約(再委託)する理由

(3) 下請契約(再委託)して処理する内容

(4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報

(5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者(委託者)は、本工事(業務)に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(受託者)及び下請負人(再委託者)に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置がない場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

令和 6 年度

業務設計書（見積参考）

業務名： 道路整備事業に係る費用便益分析業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 6 年 7 月 単価適用

建設局土木部道路課計画一係

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当 初	業務	設計業務		
					項目	道路設計		
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要	
道路設計				式	1			
費用便益分析				式	1			
費用便益分析				式	1			
打合せ				式	1			
直接経費				式	1			
直接経費				式	1			
旅費交通費				式	1			
電子成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
設計業務価格				式	1			

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当	初	業務	設計業務
						項目	道路設計
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路設計				式	1		
費用便益分析				式	1		
費用便益分析				式	1		
計画準備				式	1		内-1号
将来交通量配分				路線	7		単-1号
費用便益分析				路線	7		単-2号
拡張便益算出				路線	7		単-3号
感度分析				路線	7		単-4号
交差点検討				箇所	4		単-5号
報告書の作成				式	1		内-2号
打合せ				式	1		
打合せ			中間打合せの回数 3回	式	1		内-3号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当	初	業務	設計業務
						項目	直接経費
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-4号
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-5号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	道路整備事業に係る費用便益分析業務	当	初	業務	業務委託料
						項目	業務委託料
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	計画準備				単価適用年月	2024. 07
					歩掛適用年月	2024. 07
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	1		
技師（A）			人	1. 1		
技師（B）			人	1. 1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	報告書の作成				単価適用年月	2024. 07
					歩掛適用年月	2024. 07
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 5		
技師（A）			人	1. 1		
技師（B）			人	3. 1		
技師（C）			人	3. 1		
技術員			人	2. 1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	打合せ				単価適用年月	2024. 07
					歩掛適用年月	2024. 07
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ		3回	業務	1		単一 6号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 07	
					歩掛適用年月	2024. 07	
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名 称		規 格		単 位	数 量	数量増減	摘 要
電子成果品作成費		その他設計業務		式	1		内一 7号
合 計							

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023. 07
歩掛適用年月	2023. 07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

将来交通量配分		単位	路線	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人	0.1		
技師（A）		人	0.3		
技師（B）		人	0.5		
技師（C）		人	0.8		
技術員		人	1.3		
計					
単価				円／路線	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023. 07
歩掛適用年月	2023. 07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

費用便益分析		単位	路線	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人	0.3		
技師（A）		人	1		
技師（B）		人	1.3		
技師（C）		人	2.1		
技術員		人	1.1		
計					
単価				円／路線	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023. 07
歩掛適用年月	2023. 07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

拡張便益算出		単位	路線	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人	1. 2		
技師（A）		人	1. 9		
技師（B）		人	2. 3		
技師（C）		人	2. 9		
技術員		人	1. 1		
計					
単価				円／路線	

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2023. 07
歩掛適用年月	2023. 07
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

感度分析		単位	路線	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
技師（A）		人	0.5		
技師（B）		人	0.6		
技師（C）		人	1		
技術員		人	0.6		
計					
単価				円／路線	